

平成25年度 国立大学法人佐賀大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

学士課程教育の内容・成果に関する具体的方策

1. 全学教育機構において、新たな全学教育システムで教育を開始する。
2. 前年度に見直しを行った「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」に即して、引き続きコースナンバー制などによるカリキュラムの体系化を実施する。
3. インターフェース教育プログラムの一部を開始するとともに、平成26年度の本格実施に向けたプログラムの整備を行う。
- 4-1. 前年度に制定した「佐賀大学学士課程における教育の質保証に関する方針」に即して学士力を保証する仕組みを整備するため、質保証に関するガイドラインを定め、引き続きGPAやシラバスによる単位制度実質化を進める。
- 4-2. 引き続き、「学位授与の方針」や「佐賀大学学士力」に照らして学習成果を総合的に判断する仕組みを各学部において検討し、学習成果の総合的な判断基準を策定する。

大学院課程教育の内容・成果に関する具体的方策

- 5-1. 引き続き、大学院学生の学識及び能力を深めるため、研究科間共通科目を開講するとともに、前年度に検討していた研究科間共通科目を、可能なものから開講する。
- 5-2. 「佐賀大学大学院課程の教育における質保証に関する方針」に基づき、ガイドラインを定め、引き続き各研究科の「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」に即して大学院課程教育の検証を行い、改善点を抽出する。
6. 前年度に制定した、共同利用・共同研究拠点及び学内共同教育研究施設が提供する教育プログラムの開設要項に基づき、研究センター等は、近接領域を主たる専攻分野とする研究科と連携し、研究センター等の研究成果を踏まえた教育プログラムを可能な授業科目から提供する。
7. 現行の研究指導計画・報告書を「ポートフォリオ学習支援統合システム」に組み入れ、ラーニング・ポートフォリオを活用した研究・指導プロセスを整えるとともに、各専攻は、「学位授与の方針」に沿って、教育・研究指導体制の組織化を実施する。

入学者受け入れに関する具体的方策

【学士課程・大学院課程】

- 8-1. 《平成22年度で計画達成》
- 8-2. 入試方法の改善に伴う「入学者受け入れの方針」と入試方法との整合性を図るため、入学後に必要な能力や適性を評価する指標や方法の記載を中心に「入学者受け入れの方針」を改定し、公表する。更に、入学者の追跡調査を円滑に進めるために、入試結果と入学後の学業成績の追跡調査システムを開発する。

【学士課程】

9. 前年度に設置した高大連携ワーキンググループにおいて、本学教職員・学生と高校教員が連携して新しい高大連携プログラムの検討と実施を行う。また、新たに高校教員等を対象とした進学説明会を九州全県の都市で開催し、選抜方法や大学・学部紹介、個別相談会などを行う。更に、ジョイントセミナーや高校訪問する教職員が高校別の志願・入学状況等を容易に検索できる支援システムを構築し、広報活動に関わる教職員を支援する。

【大学院課程】

10. 医学系研究科博士課程及び工学系研究科博士前期・後期課程において、平成25年度秋季入学の募集を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

教養教育の実施体制に関する具体的方策

11. 前年度に組織を強化整備した全学教育機構運営委員会の下に、全学教育機構の各部会に所属する教員による授業科目を順次開講する。

教職員の配置に関する具体的方策

- 12-1. 前年度に策定した全学教育機構専任教員の配置に関する方針「全学教育機構教員人事について」に基づいて、全学教育機構教員組織の補充・強化を行う。
- 12-2. 引き続き、学部・研究科において、教員配置の見直しの検討結果に基づき、教員配置を実施する。

教育環境の整備に関する具体的方策

- 13-1. 引き続き、ICT活用教育整備計画に基づき、学生教育用電子黒板の設置、e-TOEIC等自学自習用ソフトの導入など、教育環境の整備を行う。
- 13-2. 引き続き、各学部及び附属図書館は、自学自習室利用環境の改善、学生への案内の工夫など、自学自習を促すための取り組みを行う。

教育の質の改善のためのシステムに関する具体的方策

- 14-1. ティーチング・ポートフォリオ実施要項に基づき、全学的に簡易版ティーチング・ポートフォリオの作成を推進するとともに、全学教育機構は引き続きメンターの育成に取り組む。
- 14-2. 前年度に制定した「佐賀大学学士課程における教育の質保証に関する方針」に即して、引き続きPDCAサイクルによる教育改善に取り組み、教育の質保証体制を組織的に整備する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 15-1. 引き続き、「ポートフォリオ学習支援統合システム」及びラーニング・ポートフォリオ対象学年の拡大に取り組むとともに、その状況について検証を行い、その結果に基づき、改善を行う。
- 15-2. 引き続き、学生委員会は高等教育開発室と協力し、ラーニング・ポートフォリオの利用に関する学生及び教員を対象とした講習会を開催するとともに、当該年度のチューター実施状況をモニターし、その結果に基づき、改善を行う。
- 15-3. 引き続き、学生支援室は、新入生アドバイザー、学習アドバイザー、ノートテイクなど学生による支援を行うとともに、施設・設備を含めた学習環境のバリアフリー化に取り組む。
- 16-1. 学生委員会は、授業料免除（特別枠）設定や独自の奨学金の給付を行うとともに、学修に資するアルバイト情報の提供など、経済・生活支援に取り組む。
- 16-2. 課外活動やボランティア活動を支援するため、学生の活動情報を収集するとともに、地域に発信する体制を整える。
- 16-3. 引き続き、キャリアセンターと各学部は、「佐賀大学キャリアガイダンス実施方針」に基づき、各学部等の教育目的に即したキャリアガイダンスを実施するとともに、正課外における就職活動支援策の強化を図る。
- 16-4. ラーニング・ポートフォリオの利用拡大により、修学あるいは生活に関する悩みを抱えている学生を早期発見する仕組みを拡充するとともに、キャンパス・ソーシャルワーカーやカウンセラーの活用により、引き続きメンタルヘルスケアに取り組む。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

研究水準の向上に関する具体的方策

- 17-1. 基礎的・基盤的研究の推進のために、学内研究プロジェクトや研究シーズへの支援を継続して実施する。また、研究支援とその成果について評価し、公表する。
- 17-2. 大学院生・ポスドクを含めた若手研究者の育成に向けた多面的な取り組みを継続し、研究支援と研究成果について検証を行い、公表する。また、若手研究者の新たな獲得方法、支援方法について検討する。
- 17-3. 国際的に高い水準の研究を継続し、本学の研究成果に関するデータを国際的な研究水準に照らして様々な指標で分析し、研究活性化の施策の検討に反映させる。

研究成果の地域・社会への還元に関する具体的方策

- 18. 地域に密着した研究及び社会のニーズに応える重点的研究を推進するための支援を継続するとともに、研究成果の地域・社会への還元を促す取り組みを行い、成果の検証と公表を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

研究の質の向上システムに関する具体的方策

- 19. 外部アドバイザーの意見を取り入れた本学の研究推進策を実施するとともに、科研費等の外部資金獲得状況、研究成果の公表及び研究水準の検証を行い、PDCAサイクルによる組織的な研究推進体制を継続する。

重点領域研究の推進体制に関する具体的方策

- 20. 地域に密着した研究及び社会のニーズに応えるための学内研究プロジェクトの構築と研究の推進を組織的に支援する。また、前年度に設置したプロジェクト研究所の取り組み状況を調査して公表する。
- 21. 共同利用・共同研究拠点組織としての中間評価を受審し、評価結果に基づいて今後の支援策を検討し、支援計画を立案するとともに、本学の重点領域としての研究を推進し、研究成果を社会に発信する。

研究環境の整備に関する具体的方策

- 22. 大学院生・ポスドクを含めた若手研究者が参画・活躍できる研究環境の整備及び組織的な支援を継続するとともに、優秀な若手研究者獲得と育成のための新たな方策を検討する。
- 23. 前年度の事後評価の結果を踏まえ、女性研究者への支援を自然科学系部局との連携を強化して男女共同参画推進事業として実施する。また、働きやすい環境整備のための基盤（ワークライフバランス意識の啓発、関連科目カリキュラムの検討）を強化する。
- 24. 外国人研究者の受け入れを容易にするために、柔軟な雇用・配置が可能な規程に改正・整備した短期雇用制度を活用するとともに、外国人研究者を受け入れるための環境整備として、宿舍情報やビザ取得情報を、各受け入れ部局と国際交流推進センターが共有できる仕組みをつくる。
- 25. 国内外の大学・研究機関との共同研究の継続的な推進・拡大を行うとともに、前年度に設置したプロジェクト研究所を活用した新たなネットワーク型共同研究を構築する。また、国際研究交流支援事業による研究者の受け入れ及び派遣や国際シンポジウム開催支援事業による研究集会を活用した研究者ネットワーク形成などにより、海外の大学との共同研究を促進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 26. 産学・地域連携機構において、シーズマップの整備と公開を進めるとともに、各部局等の協力を得て地域ニーズとのマッチングを進める。
- 27. 「佐賀県における産学官包括連携協定」事業の新たな基本方針に基づいた平成24年度から平成26年度の6者協定事業を引き続き推進するとともに、リーディング事業を始めとする各事業を円滑に実施し、各種事業の実施状況を検証する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 28. 短期教育プログラム（受け入れ）については、協定校との学生交流プログラム及び佐賀大学サマープログラム等を実施し、重点大学との学生交流の促進を図る。また、長期教育プログラムについては、受け入れ学生及び派遣学生の教育的・経済的支援を強化する。
- 29-1. 重点大学、主要交流地域にコンタクトパーソン、OB組織、友好協力者を拡充し、ネットワーク体制を強化するとともに、サテライト及び海外拠点の情報から協定大学の希望や提案を取り入れ、アジア諸国の協定大学の内、重点的な大学からの留学生受け入れを強化する。

- 29-2. 全学教育機構は、学生の日本語レベルや属性に対応した実践的な日本語教育を実施する。また、留学生のためのオフィスアワーの設置等学習支援の整備を行う。
- 29-3. 国際交流推進センターのホームページにおいて、奨学金獲得等の情報や、留学生の語学等の能力を活かした地域での活動の場を拡充するための留学生人材情報を積極的に発信し、留学生の経済的支援や生活支援を充実する。また、平成27年度整備予定の留学生宿舍整備事業の準備を進める。
- 29-4. 国際交流推進センターとキャリアセンターが協力して、留学生向け就職情報の提供、就職ガイダンス及びキャリア教育プログラム「留学生のためのキャリア支援講座」等の実施を強化する。併せて、希望調査を踏まえた留学生向けインターンシップに加え、留学生と企業が実際に対面する就職セミナー等を開催し、就職支援の充実を図る。
- 30. 国際研究集会開催支援事業を継続して、諸外国の研究者を積極的に受け入れ、研究者間の情報収集、協定締結などを視野に入れた研究者の発掘、研究テーマの調整による研究ネットワーク形成などに活用する。
- 31. 国際交流推進の中核センターとして、留学生及び留学経験を持つ日本人学生等を活用した国際交流の仕組み等による「キャンパス国際化」の推進、国際交流の広報機能の強化、国際プログラム等による学生の海外派遣、学生教育交流及び研究者交流支援など国際交流事業を推進する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

地域包括医療の拠点としての役割を発揮するための具体的方策

- 32-1. 引き続き、地域医療連携室は、医療関連の相談など患者ケアに対応する。また、胃がん、大腸がん、肝臓がん、肺がん、乳がん、食道がんを中心に、地域医療連携パスを医療機関と進めるとともに、市民への啓発活動を行う。
- 32-2. 引き続き、佐賀県の地域医療再生計画に基づき、地域医療支援学講座及び肝疾患医療支援講座を運営するとともに、佐賀県における地域医療に協力する。
- 33-1. 佐賀県診療録地域連携システムを活用した医療機関との診療情報の共有状況を調査する。
- 33-2. 引き続き、各種地域連携パスを佐賀県診療録地域連携システム等の医療用ICT基盤上で円滑な運用を進める。

医療の質の向上に関する具体的方策

- 34-1. 引き続き、大学病院間相互チェックの実施や医療安全管理マニュアル等を検証し、改善する。また、医療安全管理室チームで毎月、病棟・中央診療施設等の「安全院内ラウンド」を実施し、医療安全・医薬品に関するチェックを行う。
- 34-2. MRSA肺炎、カテーテル関連血流感染症、尿路感染症の診療指針を検証する。
- 34-3. 引き続き、研修認定医療機関（臨床研修病院）である本院の臨床初期研修中の医師を対象に、感染症診療を指導する。また、本院と佐賀県医療センター好生館との間で、感染防止対策の地域連携を行う。
- 34-4. 引き続き、医療安全、院内感染研修会を計画的に実施する。また、必要に応じ、各診療部門に特有な感染症の予防策を周知する。
- 35-1. 引き続き、がんセンターボードによる腫瘍カンファレンスなど、横断的・包括的ながん診療を行う。
- 35-2. 佐賀県内のがん診療連携拠点病院から収集したデータを基に分析し、佐賀県がん診療連携協議会で報告する。

臨床研究の推進に関する具体的方策

- 36-1. 新病院医療情報システムにおける臨床研究データベース構築について具体の仕様を検討する。
- 36-2. 引き続き、他施設の高度医療・先進医療の技術修得のために職員の派遣を行い、高度・先進医療の技術開発を推進する。

医療人育成に関する具体的方策

- 37-1. 引き続き、卒後臨床研修センターを中心に、臨床研修医による市民講座を開催し、コミュニケーションに関して不可欠な知識、特に対応の難しい患者への対応の仕方等に関しての定期的な学習会を継続する。
- 37-2. 引き続き、看護部門等多職種による臨床研修医の評価を行う。また、コミュニケーション（接遇、電話対応等）に関する講演会を開催する。
- 37-3. 引き続き、卒後臨床研修センターは、看護部門と協力して合同の教育を企画運営する。また、各診療科と協力して基本的なシミュレーション教育を企画運営する。
- 37-4. 引き続き、卒後臨床研修センターは、各診療科と協力して専門的なシミュレーション教育を企画運営する。また、院内研修会への積極的な参加を促す。

病院運営に関する具体的方策

- 38. 引き続き、管理会計システム（SagaCious）による部門別収支分析を行い、各診療科や中央部門の認識、理解及び主体的な経営改善の取り組みを促進し、健全で効率的な病院運営を図る。
- 39. 引き続き、クリティカルパスを活用し、標準化を図る。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

教育活動や学校運営の改善に関する具体的方策

- 40. 引き続き、幼小・小中接続型教育プログラム開発を行うとともに、学部と附属学校が連携して、小中接続型教員養成カリキュラムに関する調査・研究を行う。また、「発達障害・不登校及び子育て支援に関する医学・教育学クロスカリキュラムの開発」を発展継承しつつ、その実績を踏まえ、附属学校園と共同して、新たに、「大学間発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成」による大学間共通教育プログラム等の開発研究を開始する。また、幼小・小中接続型教育プログラムの開発を継続し、その成果を研修会や協議会等により公表する。
- 41. 引き続き、9年間の「学力」デザインに基づくカリキュラム研究等の実験的・先導的研究を推進し、その成果に基づき、教科的学力と心身の発達間の関連に配慮したグランドカリキュラムデザインの作成、学習に困難を抱える児童生徒等への学習支援法に関する研究を行う。

- 42-1. 引き続き、教育実習への取り組み意識向上を目的とした佐賀県教育委員会や附属学校園の教諭による事前学習等を踏まえた「教育実践フィールド演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「臨床教育実習」を実施し、教育実習計画に基づく教育実習の質的な評価を行う。
- 42-2. 前年度に見直しを図った「教育実践フィールド研究（大学院教育実習）・（臨床教育実習）」において、佐賀県教育委員会との連携による臨床教育実習計画会議と同実習に関する外部評価会議、メンタリング等を通じた専門的・実務的な知識・技能の向上に取り組む。
- 42-3. 引き続き、文化教育学部と附属学校は、医学部等と連携し、「発達障害・不登校及び子育て支援に関する医学・教育学クロスカリキュラムの開発」による臨床教育実習の質的向上に取り組むとともに、附属幼稚園、特別支援学校において、「大学間発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成」による発達障害等をテーマとした大学間共通教育プログラム開発や連携校教員の共同研修等に着手する。
- 43. 前年度に着手した「子どもたちの幅広いニーズに応えられる教育力養成に向けた附属学校の改革」により、教育支援を軸とした新たな組織的教育研究活動のマネジメント体制の整備を進めるとともに、附属学校教員の大学院派遣、FA制度（県との人事交流）による附属学校園での研修、教員養成ミドルリーダー育成の体制整備を継続して行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

戦略的な組織マネジメントに関する具体的方策

- 44-1. 引き続き、学長を支える業務執行体制や各種委員会等の機動的・戦略的な運営を図る。
- 44-2. 引き続き、教育研究評議会や大学運営連絡会等において、法人本部と各部局とで協議又は意見交換しながら意思疎通を図るとともに、連携を高める。
- 44-3. 引き続き、学外者の意見の一層の活用を図るため、経営協議会や顧問懇談会における外部有識者から聴取した意見や、企業又は高校訪問などで得た本学に対する要望等を大学運営に役立てるとともに、その反映状況をホームページ上で公表する。また、前年度までの意見の活用状況等を検証する。
- 44-4. 学内データの活用・分析方法を検討し、その結果を大学の意思決定に活用するとともに、IR関連システムの基盤整備を進める。

2) 学長のリーダーシップの下で、人員配置や経費配分を戦略的に行う。

- 45-1. 引き続き、学長裁量の経費を確保して戦略的な予算を編成するとともに、教育研究活動の評価結果を踏まえた競争的な予算のより効果的な配分を実施する。
- 45-2. 引き続き、教育研究組織の見直し、再編等に沿って戦略的な人員配置を行う。

教育研究組織編成の見直しの方向性

- 46-1. 平成25年度改組の経済学部の教育課程及び組織整備を着実に進める。
- 46-2. 文化教育学部は、今後の教員需要動向等を踏まえ、文化教育学部学校教育課程の入学定員等の適正規模及び組織の見直しに着手する。
- 46-3. 工学系研究科は、平成22年度改組の成果についての検証を行うとともに、必要に応じてカリキュラムの見直しなどを行う。
- 46-4. 《平成24年度で計画達成》
- 46-5. 研究センターは平成26年度の時限評価に向けて自己点検・評価を実施し、研究組織の活動を活性化する。また、学内研究プロジェクトを新たに選定し、継続のプロジェクトを含めて評価ルールに基づき評価を実施する。
- 47. 医学系研究科は、人材の需給見通しや教育の質の保証等の検討結果に基づき、入学定員の見直しについて関係機関との協議を進める。

ステークホルダーの活用による大学運営の改善に関する具体的方策

- 48. 引き続き、大学の取り組みを積極的に情報提供するとともに、ステークホルダーからの意見を大学の運営改善に活用する。また、前年度までの意見の活用状況等を検証する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 49-1. 大学運営上の課題に柔軟に対応するため、適宜、事務組織体制を整備する。
- 49-2. 課題対応のため、事務改善委員会で業務のスリム化、効率化を検討し、また、ICT化についても調査・検討し、それぞれ可能なものから実施するとともに、その改善状況を検証する。
- 50. 事務職員等の研修体系（人材育成体系）に沿って、計画的に研修を実施する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 51. 外部研究資金の獲得に向けて、大学シーズや研究成果の発信を継続するとともに、ニーズ調査・満足度調査の結果を分析し対策等を講ずることにより、企業等との共同研究・共同開発の活性化を推進する。
- 52. 外部資金情報の周知と科研費獲得方策や学内研究プロジェクトにおける外部資金獲得を目指した展開などの取り組みを継続するとともに、外部資金獲得のための新たな方策及び「競争的資金対策室」の組織の在り方について検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

人件費の削減に関する具体的方策

- 53. 引き続き、定年退職者の後任補充時期の調整などにより、人件費管理を適切に行う。

人件費以外の経費の削減に関する具体的方策

- 54. 策定した削減計画に基づき、経費の一層の抑制を図る。また、省エネ効果の高い設備等の整備を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 55. 役職員宿舍整備計画を実行するための具体的な整備内容（期間、財源等）を検討するとともに、福利厚生施設等を有効活用するための措置を更に講じる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 56-1. 「中期目標・中期計画進捗管理システム」による年度計画の進捗管理及び実績・データ等の収集作成作業の検証を行い、必要に応じて改善を行う。
- 56-2. 「中期目標・中期計画進捗管理システム」の機能を活用した効率的な自己点検・評価について、前年度の検証結果に基づき、改善を行う。
- 56-3. 「自律的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針」に掲げる評価結果を大学運営の改善に反映させるマネジメントサイクルを検証する。
- 56-4. 「監査業務及び指摘事項に関する法人の検討サイクル」により、監査業務を実行し、その結果を大学運営の改善に反映する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 57-1. 過去3年間の活動の評価と検証を行うとともに、社会、ステークホルダーに適した方法により、教育研究活動や大学運営に関する情報を効果的に発信する。
- 57-2. 旧佐賀大学及び佐賀医科大学の統合10周年記念事業の一環として建築中の佐賀大学美術館を開設し、学内外の開かれた交流の場として、教育研究の成果と情報を地域に発信する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 58-1. 施設設備を良好な状態に保つため、キャンパスマスタープランの基本方針に基づき、老朽施設やライフライン機能の改善整備を実施する。
- 58-2. 施設利用状況調査を継続し、施設を有効に活用するための施設マネジメントを更に推進する。
59. 附属病院再整備計画に基づき、第一ステージの工事完成及び第二～四ステージ（中診・外来・病棟・R1治療棟の改修）の実施設計を行い、工事発注を目指す。

2 安全管理と環境に関する目標を達成するための措置

- 60-1. 引き続き、講習会・研修等による安全衛生の啓発を行い、教職員の認知度を高めるとともに、安全衛生に関する有資格者の拡充を行うなどにより、安全衛生管理体制の充実を図る。
- 60-2. 引き続き、災害、事件・事故等の有事に備えるため、防災訓練等を実施するとともに、その検証結果を次年度に反映させる。また、学生に対し、実験・実習等における「安全の手引き」を周知する。
- 61-1. 環境マネジメントに関する内部監査体制を検討・確立し、全学的な環境マネジメントシステムの整備を進める。
- 61-2. 引き続き、学生教職員に対する環境教育を推進するとともに、学生による「エコアクション21」の取り組みを支援する。

3 情報基盤の強化に関する目標を達成するための措置

62. 教育・研究を支える情報基盤のセキュリティ強化のため、技術的セキュリティ対策、規程類の整備及び情報セキュリティ教育を継続して行う。また、次期学術情報基盤システム導入に関する準備を行う。

4 男女共同参画の推進に関する目標を達成するための措置

63. 引き続き、男女共同参画推進室を中心に、全学的な男女共同参画推進事業を展開する。また、本学の男女共同参画基本方針に沿って、ワークライフバランスに配慮した働きやすい環境整備を進める。

5 法令遵守に関する目標を達成するための措置

64. 法令遵守実施計画に基づき、全学的な取り組みを行い、その検証を実施することで法令遵守の意識を高める。また、科研費等公的研究費の不正使用防止をさらに徹底するための新たな取り組み方策を検討し、実行する。